

平成30年6月18日

京都市長
門川大作様

一般社団法人
京都簡易宿所・民泊協会
会長 長田 修

意見書

「京都市住宅宿泊事業法の施行に関する要領（ガイドライン）」

京都市住宅宿泊事業法の施行に関する要領（以下「ガイドライン」といいます。）に関する当協会の意見は以下のとおりですので考慮いただきますようお願いいたします。

意見の趣旨

ガイドライン 14(1)を以下の通り変更すること。

現行	現地対応管理者は、法第10条に規定する対応を適切かつ確実にを行うために、現地対応管理者待機場所から届出住宅までの距離は、徒歩を基準として算出したおおむね800メートル以内とする。
変更案	現地対応管理者は、法第10条に規定する対応を適切かつ確実にを行うために、現地対応管理者待機場所から届出住宅までの距離は、徒歩を基準として算出したおおむね800メートル以内を原則とするが、自転車を用いる場合はおおむね2キロメートル以内とする。

意見の理由

第1 自転車の普及と徒歩移動等の比較について

我が国において自転車が普及しており誰でも容易に取得できるのは周知の事実である。

自動車や自動二輪車を用い移動する場合には、免許がないと使えない、交通渋滞に巻き込まれると目的地までの到着が遅延するという看過できないデメリットがある。

しかしながら、自転車を用いる場合には、免許は不要であるし、交通渋滞も隙間を通り抜けたり渋滞区間は自転車から降りて歩行者として歩道を通り抜けたりすることで回避することが可能であることに加え、車両の一方通行規制も自転車は除外の場合が多いので、徒歩による移動と遜色のない運用が可能である。

第2 自転車を用いた移動距離について

自転車を用いた場合の距離の算出においては以下の図

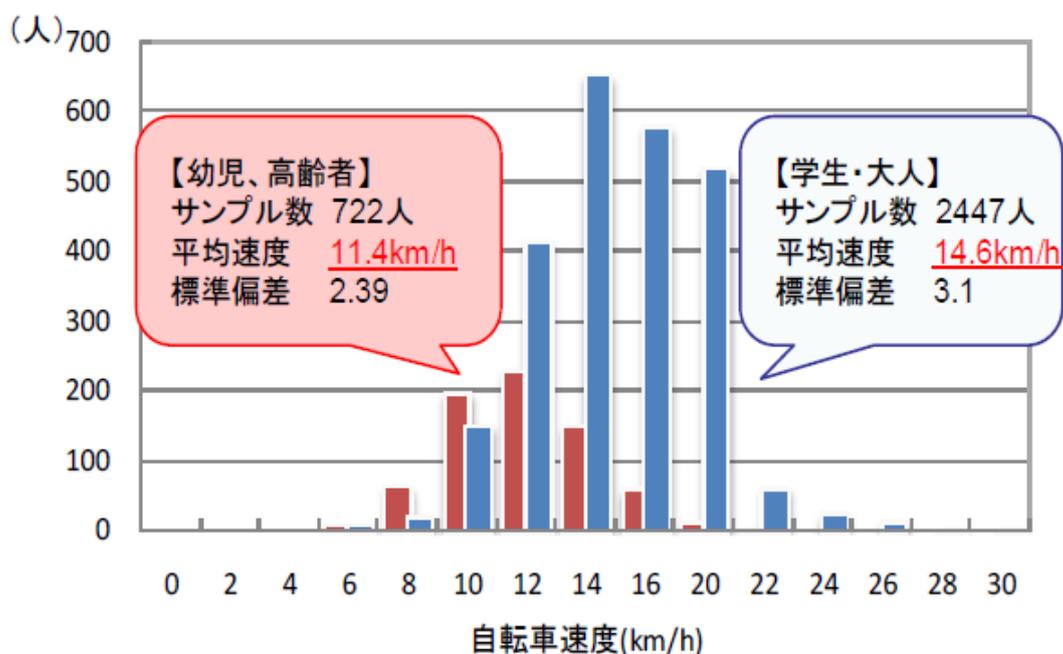


図-3 自転車の走行速度

(出所：国土交通省国土技術政策総合研究所道路研究部「我が国の自転車利用の実態把握－自転車ネットワーク計画政策を見据えて－」より抜粋)

から自転車を利用した移動の平均時速を12 km/h はあると仮定し、10分で2 kmは移動できると算出した。

上記図からも12 km/h は低く見積もった数字なので、信号など実際の交通規制に従ったとしても10分で2 kmの移動は十分実現可能な数字である。

第3 ガイドライン第2号様式「届出住宅の概要に係る報告書」との整合性

ガイドライン第2号様式「届出住宅の概要に係る報告書」には、現地対応管理者駐在場所から届出住宅までの「交通手段」として「徒歩」「自転車」「その他」という選択肢を設けており、自転車による移動は予定しているのであるから、自転車を用いた場合の移動距離についてもガイドラインに規定するのが整合的な取扱いである。

よって、上記意見の趣旨のとおりガイドラインを変更するよう当協会から申入れる次第である。

第4 改正旅館業法施行条例について

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例が京都市会に提出され平成30年5月31日に可決成立した。

同改正条例第18条第8項には、京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第12条第7項と同趣旨のいわゆる「駆け付け要件」が規定されている。

同改正条例には、その運用を定めるガイドラインの作成が予定されていると考えるが、この「駆け付け要件」については、住宅宿泊事業の条例と同趣旨に基づくものであるから、同改正条例のガイドラインにおいても「おおむね10分以内の到着」とは「徒歩移動の場合はおおむね800メートル以内、自転車移動の場合は2キロメートル以内」とするよう申し入れる次第である。

以 上